

了鳥取県公報

平成15年6月30日(月) 号外第88号

每週火:金曜日発行

目 次

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(39) 条 鳥取県総合事務所設置条例(40)(総務課)......**4**

━ 公布された条例のあらまし ━

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例の一部改正

公害に係る紛争のあっせん、調停又は仲裁の手続に要する費用のうち、呼出又は送達のための費用(現 行 呼出又は送達のための郵便料又は電信料)は、各当事者が負担しないこととすることとした。(第2 条関係)

2 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

信書便差出箱の道路占用料の額を市の区域にあっては1個につき1年600円、町村の区域にあっては1 個につき1年450円とすることとした。(別表関係)

3 鳥取県都市公園条例の一部改正

信書便差出箱の占用許可に係る使用料の額を1個につき1年460円とすることとした。(別表第3関係)

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県総合事務所設置条例

- 1 地方自治法の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置することとした。 (第1条関係)
- (1) 県政に係る企画及び広聴に関する事務
- (2) 県税事務所の庶務に関する事務
- (3) 市町村との連絡調整に関する事務
- (4) 国際交流の推進に関する事務
- (5) 地域の振興に関する事務
- (6) 文化及び観光に関する事務
- (7) 福祉保健に関する事務(米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを除く。)
- (8) 商工業及び労働に関する事務
- (9) 農業、林業及び水産業に関する事務
- (10) 土木及び建築に関する事務
- 2 総合事務所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。(第2条関係)

名称	位置	所管区域
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野総合事務所	日野郡日野町	日野郡

- 3 2にかかわらず、日野郡の区域に係る県税事務所の庶務に関する事務及び建築に関する事務は、鳥取県 西部総合事務所が所掌することとした。(第2条関係)
- 4 施行期日等
- (1) この条例は、平成15年7月1日から施行することとした。
- (2) 次の条例は、廃止することとした。
 - ア 鳥取県日野総合事務所設置条例
 - イ 鳥取県県民局設置条例
- (3) 次の条例について、所要の改正を行うこととした。
 - ア 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - イ 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例
 - ウ 鳥取県地方県土整備局設置条例

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、地方自治法の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

2 設置(第2条関係)

鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館(以下「かにっこ館」という。)を鳥取市に設置することとした。

- 3 行為の制限等(第3条関係)
 - (1) かにっこ館においては、次の行為をしてはならないこととした。
 - ア かにっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - イ 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
 - ウ みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - エ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - オ その他知事が別に定める行為
 - (2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かにっこ館の利用を拒み、又はかにっ こ館からの退去を命ずることができることとした。
- 4 措置命令(第4条関係)

知事は、かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

- 5 権限の委任 (第5条関係)
 - 3(2)及び4の知事の権限は、かにっこ館の館長に委任することとした。
- 6 規則への委任 (第6条関係)

この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

例 条

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県条例第39号

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例の一部改正)

第1条 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第52号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(紛争処理の手続に要する費用)	(紛争処理の手続に要する費用)
第2条 法第44条第2項の条例で定める費用は、 <u>次に</u> 掲	第2条 法第44条第2項の条例で定める費用は、 <u>次の各</u>
げるものとする。	号に掲げるものとする。
(1)~(3)略	(1)~(3)略
(4)呼出又は送達のための <u>費用</u>	(4)呼出又は送達のための <u>郵便料又は電信料</u>

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後				改	正	前	
別表(第 2	条関係)				別	J表(第 2 条	関係)			
X	分	単位	占 用 金 市の区域	料 額 町村の区域		X	分	単位	占 用 金 市の区域	料 額 町村の区域
:+ *** 00.4	略			· 3 3 2 N		:+ 2002	略	l		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
法第32系 第1項第 1号に打 げるエ作 物	郵便差出 箱 <u>及び信</u> 書便差出 <u>箱</u>	につき1	600円	450円		法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	郵便差出	1個 につ き1 年	600円	450円
略	略					略	略			
備考略						備考 略 ————				

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第3条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改 正	後				改	正	前	
別	別表第3(第8条関係)			月	刂表第3 (第8∮	長関係)				
	区	分	使 月 単位	金額		区	分		使 月 単位	用 料 金額
	略					略				
		略					略			
	法第6条第 1項又は第 3項の許可	郵便差出箱 <u>又は信書便</u> <u>差出箱</u>	1個につき 1年	460円		法第6条第 1項又は第 3項の許可	郵便差	出箱	1個につき 1年	460円
		略					略			
	略	·				略			·	
備	構考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県総合事務所設置条例をここに公布する。

平成15年 6 月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第40号

鳥取県総合事務所設置条例

(設置)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、 総合事務所を設置する。
 - (1) 県政に係る企画及び広聴に関する事務
 - (2) 県税事務所の庶務に関する事務
 - (3) 市町村との連絡調整に関する事務
 - (4) 国際交流の推進に関する事務
 - (5) 地域の振興に関する事務
 - (6) 文化及び観光に関する事務
 - (7) 福祉保健に関する事務(米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを除く。)
 - (8) 商工業及び労働に関する事務
 - (9) 農業、林業及び水産業に関する事務
 - (10) 土木及び建築に関する事務
- (名称、位置及び所管区域)
- 第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野総合事務所	日野郡日野町	日野郡

2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る県税事務所の庶務に関する事務及び建築に関する事務は、鳥取県西部総合事務所が所掌する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 鳥取県日野総合事務所設置条例(平成13年鳥取県条例第1号)
- (2) 鳥取県県民局設置条例(平成12年鳥取県条例第1号)

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

正 īF 前 (特殊現場作業手当) (特殊現場作業手当) 第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給す 第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給す る。 (1)~(4) 略 (1)~(4) 略 (5) 県土整備部又は総合事務所若しくは地方県土整 (5) 県土整備部に所属する職員が交通を遮断するこ 備局に所属する職員が交通を遮断することなく行う となく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規 道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定める 則で定めるものに従事したとき。 ものに従事したとき。 2及び3 略 2及び3 略

(災害応急作業手当)

第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に 従事したときに支給する。

- (1)略
- (2) <u>総合事務所又は</u>地方県土整備局に勤務する職員 が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行
- い、貯留された流水を放流する作業(3)略
- 2~4 略

(災害応急作業手当)

第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に 従事したときに支給する。

- (1)略
- (2) 地方県土整備局に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行い、貯留された流水を放流する作業
- (3)略
- 2~4 略

(鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部改正)

4 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

前

改 正

(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域) 第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

位置	管轄区域
八頭郡郡家町	八頭郡
	八頭郡

(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域) 第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

正

改

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八頭地方	八頭郡	八頭郡
農林振興局	郡家町	
鳥取県倉吉地方	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
農林振興局		
鳥取県米子地方	米子市	米子市、境港市及び西伯
農林振興局		郡

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県中部総合	略	
事務所農林局倉		
吉農業改良普及		
所		
鳥取県中部総合	略	
事務所農林局東		
伯農業改良普及		
所		
鳥取県西部総合	略	
事務所農林局米		
子農業改良普及		
所		
鳥取県西部総合	略	
事務所農林局西		
伯農業改良普及		
所		
略		

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地 │第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地 域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。

		I
名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県倉吉地方	略	
農林振興局倉吉		
農業改良普及所		
鳥取県倉吉地方	略	
農林振興局東伯		
農業改良普及所		
鳥取県米子地方	略	
農林振興局米子		
農業改良普及所		
<u>鳥取県米子地方</u>	略	
農林振興局西伯		
農業改良普及所		
略		

(鳥取県地方県土整備局設置条例の一部改正)

5 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

前

改 正 後 改

(名称、位置及び所管区域)

第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県土整	八頭郡郡家	八頭郡
備局	町	

(名称、位置及び所管区域)

第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

正

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県八頭地方県土整 備局	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方県土整備局	倉吉市	倉吉市及び東 伯郡
鳥取県米子地方県土整 備局	米子市	米子市、境港 市及び西伯郡

2 前項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る建築 に関する事務は、鳥取県鳥取地方県土整備局が所掌す る。

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第41号

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館設置条例(平成14年鳥取県条例第43号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館(以下「かにっこ館」という。)を鳥取市に設置する。

(行為の制限等)

- 第3条 かにっこ館においては、次の行為をしてはならない。
 - (1) かにっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
 - (3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) その他知事が別に定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かにっこ館の利用を拒み、又はかにっ

8 平成15年6月30日 月曜日 鳥 取 県 公 報

(号外)第88号

こ館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、かにっこ館の館長に委任する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。